



諸外国の迷惑メールに対する 規制について

平成19年8月22日
事務局

米国における規制（1）

CAN-SPAM法（Controlling the Assault of Non-Solicited Pornography and Marketing Act of 2003）

オプトアウト（携帯電話向けはオプトイン）

- ・ 商業電子メールについて、受信拒否の要請から10日後以降の当該受信者への送信を禁止

表示義務

- ・ 広告又は勧誘である旨
- ・ 受信拒否を行う機会がある旨及び受信拒否を要請を受けるための電子メールアドレス
- ・ 送信者の住所
- ・ 性的素材を含む場合は、その旨の警告ラベル 等

禁止事項

- ・ 偽ヘッダー情報による送信
- ・ 欺瞞的表題を付した送信
- ・ 受信拒否の通知を受けた後の当該受信者の電子メールアドレス売却
- ・ 送信元を偽る意図をもって電子メールを転送するためにコンピュータを利用すること
- ・ 他人のウェブサイトから自動取得したアドレス及び自動生成したアドレスを使用した送信
- ・ 複数の電子メールアドレスの自動生成
- ・ 許可なくアクセスしたコンピュータからの送信
- ・ 5個以上の偽った電子メールアドレス又はIPアドレスを使用した送信 等

ボットネット、フィッシング

- ・ ボットネットについては、CAN-SPAM法により許可なくアクセスしたコンピュータからの送信が禁止
- ・ フィッシングやスパイウェアを規制するための法案が6月6日に連邦議会下院で可決され、上院で審議中

一般的には、そのようなソフトウェアがインストールされていることや動作していることにユーザーが気付いていない状態で、コンピュータ内部から個人情報等を外部へ送信するソフトウェアを指す。

米国における規制（2）

制裁措置

- ・行政（民事）上の措置として、裁判所による差止命令、FTCによる違反行為停止命令等
- ・罰則として、最高で5年間の禁固または罰金
（罰金は、違反行為により被告が得た利益若しくは他者が被った損害の2倍の額、個人25万ドル法人50万ドルのうち、高額な方が上限）

執行状況

- ・FTC（連邦取引委員会）により26件の提訴、司法省により3件の起訴
- ・MXロジック社によれば、CAN-SPAM法の遵守率は2004年が3%、2005年が4%だったのに対し、2006年は0.45%に低下

国際的な対応

- ・US SAFE WEB ACT（2006年12月成立）
国際的な消費者保護、特に迷惑メール、スパイウェア、詐欺に対応するため、他国の関係機関との情報共有・捜査協力等について、FTCの権限を強化するもの
- ・なお、CAN-SPAM法は送信元が国内か国外かを区別していない

米国における規制（3）

携帯電話向けについては、CAN-SPAM法に基づき、FCC（連邦通信委員会）規則によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・無線ドメインネームリストに掲載されたドメインのメールアドレスあてに事前同意なしの商業メッセージを送信することの禁止
- ・受信者から、事前に明確な同意を取らない限り、移動サービスを介した商業メッセージの送信は禁止
- ・受信拒否の通知を受けるための方法を表示
- ・受信拒否のために同意を得た方法と同じ方法を提供
- ・同意をした送信者であることを特定するための情報を表示
- ・受信拒否の通知を受けた場合には、10日以内に送信を終了すること

同意の取得方法

- ・事前の同意は、口頭または書面（電子的な方法を含む）で得ることができる
- ・書面による同意には、署名（電子署名含む）が必要
- ・ウェブサイトで同意を得る場合は、受信者が受信を容認するメールアドレスを入力させなければならない
- ・同意は、原則として商業メッセージを送信する者が自ら取得しなければならない

制裁措置

- ・FCCによる停止命令
- ・各違反又は継続する違反の各日につき11000ドルの課徴金 等

執行状況

- ・FCCによれば、携帯電話あてスパムについての苦情は現在ほとんど寄せられていない

EUにおける規制

DIRECTIVE 2002/58/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 12 July 2002 concerning the processing of personal data and the protection of privacy in the electronic communications sector (Directive on privacy and electronic communications)
(電子通信分野における個人データ処理及びプライバシー保護に関する2002年7月12日の欧州議会及び理事会指令)によりオプトインを規定

第13条 望まれない通信

1. DM (ダイレクトマーケティング) を目的とした、人間が介在しない自動通話システム (自動発信機)、ファックス又は電子メールの利用は、加入者の事前の同意がある場合のみ許される。
2. 第1項にかかわらず、自然人又は法人は、指令95/46/EC(個人データ保護指令)に従って製品又はサービスの販売を通して電子メールを送るための詳細情報をその顧客から取得した場合には、当該自然人又は法人が所有する類似製品又はサービスのDM用にそれらの情報を利用できる。ただし、詳細な情報が収集された時点や、顧客がその情報の利用を最初に拒絶しなかった場合には各メッセージが送られるときに、当該利用を無料かつ簡易な方法で拒絶する機会が明確にはっきりと当該顧客に与えられることを条件とする。
3. 加盟国は、第1項及び第2項以外の場合に、加入者の同意なく行われるDMを目的とした通信、又はそれを受け取することを望まない加入者に向けられたDMを目的とした通信が許されず、無料で拒絶できるよう保証しうる適切な措置をとるものとする。いずれのオプションを選択するかは国内法により決定されるものとする。
4. いかなる場合においても、通信を行う発信者の身元を偽り、若しくは隠し、又は受信者が通信の停止を求めることを連絡できる有効な受取人のアドレスなしに、DMの目的で電子メールを送信してはならない。
5. 本条第1項及び第3項で定められた権利は自然人たる加入者に適用されるものとする。加盟国はまた、EU法及び適用される国内法の枠組みの中で、望まれない通信に関して自然人以外の加入者の正当な権利が十分に保護されることを保証するものとする。

第17条 国内法への移行

1. 2003年10月31日より前に、加盟国はこの指令を遵守するために必要な国内規定を発効させるものとする。(後略)

この他、CNSA (Contact Network of Spam Authorities) において、各国のスパム主管庁が情報交換等の協力強化を実施

英国における規制

2003年プライバシー及び電気通信規制で個人あて電子メールについてオプトインを規定

オプトイン

- ・ 次の場合を除き、DM目的での一方的な電子メールの送信は禁止
メール送信について受信者が同意した場合
製品販売の過程で、受信者に関する連絡情報を取得した場合であって、類似製品のみに関するメールを送信する場合（拒否できる手段を提供する必要あり。）
- ・ 個人に対して送られる電子メールが対象（法人あてはオプアウト）

禁止事項

- ・ 送信者の身元を偽装、秘匿すること
- ・ 送信停止を要求するための有効なアドレスを提供しないこと
- ・ 違反メールの送信について回線が使用されることを許可すること

ボットネット、フィッシング

- ・ フィッシングは詐欺罪が適用される（未遂の詐欺行為）
- ・ コンピューターへのマルウェアの装着行為はComputer Misuse Act 1990により犯罪とされている

制裁措置

- ・ 違反者には最大5000ポンド（約120万円）の罰金
- ・ 提訴できるのは違反により損害を受けた者。ただし重大な違反の場合はICO（Information Commissioner's Office）が提訴できる

国際的な対応

米豪とのMOU、ロンドンアクションプラン（LAP）参加等

ドイツにおける規制

不正競争防止法及びテレメディア法によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・事前に受信者の事前の承諾があった場合にのみ広告メールを送信可
- ・送信に当たっては以下のルールに則ることが必要
 - 商業的な情報伝達であることが明確に分かるようにすること
 - 広告メールに記載されている者がどのような者であるか明確にされていること
 - 広告メールが有効なアドレスであり、受信者が無料で送信中止の要請をすることができること

禁止事項

- ・メールの冒頭及び件名欄において、送信者、広告メールである事実を隠したり、秘密にすること

ボットネット、フィッシング

- ・ボットネットを使用して第三者へのスパムメールを送ることは刑法に基づく違法行為
- ・フィッシングについても刑法（202条a不正アクセス、303条aデータの改ざん、303条bデータの破壊）が適用される

制裁措置

- ・最高5万ユーロ（約800万円）の罰金
- ・故意に多数の者に対し損害を与えるための競争違反について、送信者は、獲得した利益を返還する義務を負う

執行状況

- ・1998年以降、民事裁判所による裁定を50件実施
- ・望んでいない広告メールの割合が約57%を占める

オランダにおける規制

電気通信法 11.7条により自然人あてメールについてオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・受信者が前もって承諾したことを送信者が証明できるときのみ、商売目的、理想主義的な目的、慈善目的のための望まれない電子メール等を送信できる
ただし受信者を識別するための情報及び拒否通知するための連絡先を示さなければならない
- ・製品販売の一環として連絡先を入手した場合に、当該連絡先に類似の製品に係る通信を伝送することは可
ただし連絡先の使用について異議申し立てを行う機会を示さなければならない
- ・自然人に対して送信される電子メール等（電子メール、ファックス、自動通話システム）が対象
ただし法人から法人へ送信されるものも対象に含める法案を検討中
- ・電子メール等以外の手段の通信についてはオプトアウト

ボットネット、フィッシング

- ・フィッシングメールは望まれない電子メールに含まれる。
- ・マルウェア及びスパイウェアの配布に対しては行政上及び刑事上の規定も存在

制裁措置

- ・最高45万ユーロ（約7200万円）の罰金

執行状況

- ・法の執行後スパムを85%減らすことに成功（欧州委員会公表資料等による）
- ・2006年末、欧州委員会はオランダのスパム対策が模範的であるとして賞賛。
 - 執行がOPTA（郵便電気通信庁）により行われていること
 - OPTAに最高45万ユーロの罰金を適用する権限があること
 - 紛争が起こった時、証明責任は事業者にあり消費者ではないこと 等
- ・OPTAが多くの警告及び罰金を実施し、3年間で28000件の苦情（うち113件は訴訟に発展）を受領

国際的な対応

- ・CNSA、ロンドンアクションプランにおいて活動
- ・2006年、オーストラリアのスパマーがOPTAの提供した情報により突き止められた

オーストラリアにおける規制

2003年スパム法によりオプトイン規制を実施

オプトイン

- ・ 商業電子メッセージは、受信者の同意がある場合にのみ送信できる
- ・ 商業電子メッセージ中に受信を同意した者の情報を含まなければならない
- ・ 商業電子メッセージは配信停止機能を有しなければならない

禁止事項

- ・ アドレス収集ソフトの提供、取得、利用
- ・ アドレス収集ソフトを利用したアドレス帳製作物の提供、取得、利用

ボットネット、フィッシング

- ・ ボットネットから送信される商業電子メッセージもスパム法の対象
- ・ フィッシングメールはスパム法の対象であるとともに詐欺行為ともみなされる

制裁措置

- ・ A C M A（豪通信メディア庁）による正式警告、違反通知、強制執行、禁止命令、起訴
- ・ 民事罰として個人に最大22万豪ドル(約2200万円)、法人に最大110万豪ドル(約1億1000万円)の罰金

執行状況

- ・ スпам発信国順位は法施行時（2004年）の10位から2006年には28位に低下
- ・ 「SpamMATTERS」と呼ばれる迷惑メールの報告、法的分析システムを運用
（利用者がMicrosoft Outlook、Microsoft Outlook Expressに拡張機能としてインストールすることによりスパムの消去及びA C M Aへの通報を実施可能）
2006年5月30日以来、同システムを通じた通報数は約2400万件に上る
- ・ 2007年5月7日までに、A C M Aは既に法遵守を要求している1330件について正式対応し、うち32件については強制行為を実施

国際的な対応

- ・ スпам法は海外発オーストラリア着のメールも対象
- ・ 米国、英国、タイ、カナダ、韓国との間で覚書又は共同声明に調印

韓国における規制

情報通信網利用促進及び情報保護等に関する法律（情報通信ネットワーク法）によりオプトアウトを実施
（2002年12月本格施行）

オプトアウト、携帯電話あてはオプトイン

- ・受信者の明確な拒否に反して広告メールを送ることを禁止
- ・電話あての広告メールは以下のいずれかの場合を除き受信者の事前同意を得なければならない
 - 取引関係を通じて受信者から直接連絡先を収集して広告メールを送信する場合
 - 特定の種類の電話勧誘の場合

禁止事項

- ・受信拒否又は不同意の障害、メールアドレスの自動作成、並びに送信者の隠匿をする技術的操作
- ・プログラムによるメールアドレス自動収集、収集したメールアドレスの売却、頒布及び利用

制裁措置

- ・オプトアウト、オプトイン、表示義務違反の場合：3千万ウォン（約390万円）以下の罰金
- ・禁止事項違反の場合：1年以下の懲役又は1千万ウォン（約130万円）以下の罰金

ボットネット、フィッシング

- ・正当な権利なく又は権限を濫用してパソコンをボットネットにして遠隔操作できるようにすることは犯罪
- ・ボットネットを通じて送信されるスパムを送信者から直接送信されたものと同様に規制
- ・情報通信網を通じて個人情報収集又は頒布するために他人を騙す行為について規制

執行状況

- ・2004年296件、2005年358件、2006年293件の罰金刑を実施

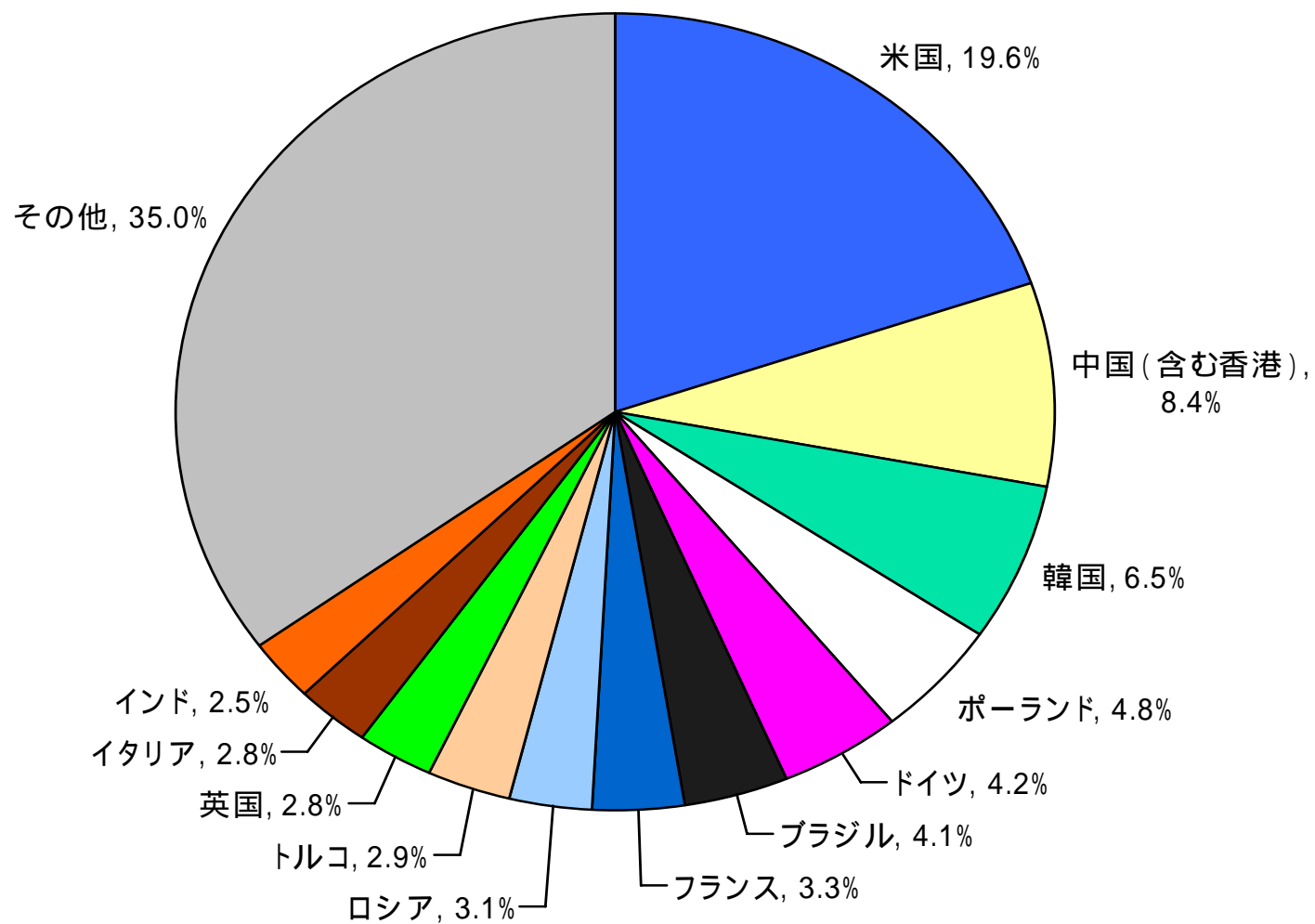
国際的な対応

- ・海外から送信されたとしても、韓国から送信されたとしても、送信者は刑罰を受ける
- ・ソウル・メルボルン多国間覚書に基づく協力等の推進

(参考)

世界における迷惑メールの発信国 (ソフォス社)

2007年4月～6月



【マルチ（多国間）】

OECD「スパムタスクフォース」(04年7月～)

- ・ 06年4月までに「アンチスパム・ツールキット(包括的スパム対策)」を取りまとめて公表した。

LAP(ロンドンアクションプラン)(04年11月～)

- ・ 年1回の会合及び年最低4回の電話会議等を通じ、法執行の強化をテーマに議論。

スパム対策の協力に関する多国間MoU(覚書) (05年4月～)

- ・ アジア太平洋地域の12機関が締結した覚書に基づき、具体的な協力策等について定期的に議論。

ITU

- ・ 世界規制庁シンポジウム(05年11月)等でスパム対策について定期的に意見交換。

APEC

- ・ 電気通信サブグループ等でスパム対策について定期的に意見交換。

ICPEN(国際消費者保護執行ネットワーク) (92年～)

- ・ 国境を越える違法な対消費者取引行為を規制するために結成された会合。05年にはスパムの実態調査を行った。

【バイ（二国間）】

日独情報通信政策協議(06年9月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。
(07年7月、スパム対策に関する共同声明が署名された。)

日米情報通信政策協議(07年4月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。
(07年4月、米国FTC消費者保護次局長と総務省電気通信事業部長が会談)

日加情報通信政策協議(05年10月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。
(06年10月、オタワにて、スパム対策に関する共同宣言が署名された。)

日EU定期協議(05年10月)

- ・ 両者のスパム対策等について意見交換。

日豪情報通信政策協議(07年6月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。

日仏定期協議(07年3月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。
(06年5月、パリにて、スパム対策に関する共同声明が署名された。)

日英定期協議(06年7月)

- ・ 両国のスパム対策等について意見交換。
(06年9月、東京にて、スパム対策に関する共同宣言が署名された。)